

# 令和3年度鹿沼市新型コロナウイルス感染症対策経営強化補助金

市では、新型コロナウイルス感染症対策として、新たな事業に取り組むほか、ビジネス環境の整備など新たな事業スタイルに挑戦する市内の事業者の皆さんを支援します。

## 補助額

**上限50万円**

施工業者が市内の場合2/3  
施工業者が市外の場合1/2

## 交付対象者

市内に本社等を有し（法人であれば登記、個人事業主等であれば住民登録）、市内に事業所を有する者（一部を除く）

## 対象経費

新型コロナウイルス感染症に対応した新たな取り組みやビジネス環境の整備等の取り組み例）キャッシュレス決済の導入

BCP（事業継続計画）策定

感染症対策のための改修工事、備品購入費用（交付要領を参照）

補助金等の申請、実績報告に係る書類作成代行費用 など



## ※注意事項

- ・本補助金は事前申請型となっております。既に実施しているものについては対象となりませんので、ご注意ください。
- ・令和3年9月30日までに完了する事業に限ります。
- ・予算上限に達し次第受付を終了いたしますのでご了承ください。
- ・対象経費の詳細等については交付要領をご覧ください。

## 必要書類

必要書類	内容等
補助金等交付申請書	様式第1号
補助事業等実施計画書	様式第2号
補助事業等収支内訳書	様式第3号
事業所の所在地や事業内容を記載した書類	法人：履歴事項全部証明書（発行3カ月以内の原本） 個人：開業届、確定申告書（電子申請は電子証明書を添付または収受印が押印済みのもの）
事業実施場所がわかるようなもの	事業所の平面図又は立面図
改修工事を行う箇所の工事施工前の写真及び購入する備品等のカタログ	改修工事、備品購入等の場合のみ
補助対象経費に係る見積書	通販サイト等の画面印刷は不可
市税完納証明書	申請者の市税完納証明書
本人確認書類	申請者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
同意書兼宣誓書	様式第4号

《交付対象者》

1【中小法人等の場合】 申請時点において、次の①～③のすべてを満たす者

①次のいずれかに該当する者

- ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合
- ウ) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合もしくは商工組合

②市内に本社等を有し、同所にて登記を有すること、事業を営んでおり法人にあたっては商業登記をしていること

③市税の滞納がない者

2【個人事業者等の場合】 申請時点において、次のいずれの要件にも該当する者

- ・市内に住民登録しており、事業所を有する者
- ・市税の滞納がない者

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"><li>・会社及び会社に準ずる営利法人 （株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）</li><li>・個人事業主（商工業者等）</li></ul> <p>※本補助金における商工業者等とは商業（卸売業・小売業等）、サービス業（宿泊業・娯楽業・旅館業等）、製造業、農業、その他（ソフトウェア業・情報処理サービス業・建設業・運輸業等）</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・系統出荷による収入のみである農業者（林業・水産業者についても同様）</li><li>・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）</li><li>・一般社団法人、公益社団法人</li><li>・一般財団法人、公益財団法人</li><li>・医療法人</li><li>・宗教法人</li><li>・NPO法人</li><li>・任意団体等</li><li>・学校法人</li><li>・農事組合法人</li><li>・社会福祉法人</li></ul>

●不給付要件 ※以下の要件に該当する方は対象外です。

- ・同一の内容の事業について、国・県・市が助成（国・県・市以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合も含む）する他の制度と重複して申請する者
- ・令和2年度鹿沼市新型コロナウイルス感染症対策経営強化補助金を受けているもの
- ・公共法人
- ・性風俗関連特殊営業等を行う者
- ・政治団体、宗教上の組織または団体
- ・暴力団、またはその密接関係者
- ・非営利法人
- 等

【提出・お問合せ先】

鹿沼市今宮町1688-1 鹿沼市役所新館5階

鹿沼市 経済部 産業振興課 商工振興係

TEL63-2182

FAX63-2189